（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
馬伝染性貧血	
（略）	（略）
1　エライザ法による検査	
2　寒天ゲル内沈降反応検査	
3　エライザ法による検査及び寒天ゲル内沈降反応検査以外の検査	
一　疫学的検査	
二　臨床検査（ただし、ロについては必要と認める場合に行えばよい。）	
イ　体温検測	
ロ　赤血球数の計算	
（略）	（略）
1　エライザ法による検査の場合	
一　馬伝染性貧血診断用抗原を固相化したプレート（以下「伝貧診断プレート」という。）を洗浄液で洗浄後、コーティング剤を分注し、六十分間三十七度の温度で感作すること。	
二　所定の倍数に希釈した指示血清及び被検血清を洗浄した伝貧診断プレートに分注し、四十分間三十七度の温度で感作すること。	
三　二により感作した伝貧診断プレートを洗浄液で洗浄し、これに緩衝液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体液を分注した後、二十分間三十七度の温度で感作すること。	
四　三により感作した伝貧診断プレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液を分注した後、十分間室温で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。	
五　被検検体の吸光度値が指示弱陽性血清の平均吸光度値に〇・八を乗じた値未満であるものを陰性とし、それ以外のものについては、寒天ゲル内沈降反応検査を実施すること。	
（略）	（略）
1　次のいずれかに該当するものは馬伝染性貧血の患畜とする。	
一　寒天ゲル内沈降反応検査の結果が陽性であるもの	
二　寒天ゲル内沈降反応検査の結果は疑反応であるが、認めることができる原因がないのに、時々発熱し、血液一立方ミリメートル中の赤血球数が五〇〇万以下のもの	
三　馬伝染性貧血の疑似患畜についての再検査の結果、いずれか一の希釈倍率において陽性であるもの	
2　寒天ゲル内沈降反応検査の結果が疑反応であり、馬伝染性貧血の患畜と認められないものは、馬伝染性貧血の疑似患畜とする。	
3　次のいずれかに該当するものは、馬伝染性貧血の患畜又は疑似患畜でないものとする。	